



田村市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

平成19年9月21日

田村市長 富塚 有暲



編入する字名	編入される区域
船引町堀越字袖原	船引町堀越字石梨久保134の4、140の3、182、183 188、189の1、189の2、及びこれらの区域に隣接介在 する道路、水路である公有地の全部